

令和7年4月1日から 入院時の食費の負担額が変更になります

- 令和7年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、下記のように変更となります。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区 分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円	510円
②	住民税非課税の 世帯に属する方 (③)を除く	230円	240円
③	②のうち、所得 が一定基準に満 たない方など	110円	110円
④	指定難病の方	280円	300円

※②、③、④に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する限度額認定証を、マイナ保険証(被保険者証等に)に添えて医療機関の窓口に提出してください。

負担額が上表中の金額に減額または据え置かれます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。